



稲城市民憲章の成り立ち

昭和 50 年代、静かな農村から首都近郊の住宅都市へと発展を続ける稲城市は、都市化の進行や人口増で市民の心も多様化していました。そこで、**市政施行 10 周年**を機に市民憲章を作り、これをよりどころに市民が手をつなぎ、市民意識や連帯感を盛り上げて、みんなでより豊かなまちづくりを進めることにしました。



“市民誰もが、この憲章を実行できるように”と素案が作られ、社会教育団体、自治会など約200団体に意見を求め、その後9回の提案委員会を経て9月29日の市議会に諮り、**昭和 56 年 11 月 1 日に稲城市民憲章が制定されました。**



私たち市民は、稲城市がいつまでも安心して暮らせる住みよいまちであることを願っています。市民一人ひとりが、このまちが一層良くなるよう小さな努力を積み重ねることが必要です。みんなの小さな力が大きくなり、さらに住みよいまちへと発展していくと考えています。市民憲章は、こうした市民の願いや、そのための心がけたいことをまとめたものです。

団



結

稲城市民憲章推進協議会の設立



昭和 56 年に制定された稲城市民憲章は、徐々に皆さんの間に浸透してきました。魅力ある豊かなまちづくりに結びつくよう、全市的な運動を展開していくためには、「推進協議会」が必要との意見がでました。これをもとに、24の市民団体の協力を得て、(仮称)稲城市民憲章推進協議会の設立準備会が発足し、その中で協議会の会則・構成団体・事業計画などを検討しました。

そして**昭和 59 年 11 月 21 日に稲城市民憲章推進協議会が発足しました。**



本会の設立の目的として「協議会は市民憲章推進の有効かつ適切な実践方法を策定し、これを広く市民生活の中に浸透させるとともに市民意識や連帯感を高め、豊かで住みよい稲城をつくること」としています。

市民憲章を市民生活に活かす運動を展開しようと、市民憲章の5項目に沿って
① 環境部会 ② 親切部会 ③ 家庭部会 ④ 健康部会 ⑤ 文化部会の専門部会
 に分かれ、市民憲章運動を推奨するとしています。

石碑建立

昭和58年2月28日、東京稲城ロータリークラブは10周年記念事業で「稲城市民の繁栄を祈念して」として、稲城市民憲章の前文、条文の石碑(森直兄氏書)を市に贈られました。

石碑は市役所北側駐輪場近くに設置されています。

